

全国ローカル鉄道甲子園 in 三次事業企画・実施等支援等業務委託仕様書

1 委託業務名

全国ローカル鉄道甲子園 in 三次事業企画・実施等支援等業務委託

2 適用範囲

本仕様書、三次市（以下「甲」という。）が委託業者（以下「乙」という。）に委託して実施する全国ローカル鉄道甲子園 in 三次事業企画・実施等支援等業務委託（以下「本業務」という。）について必要な事項を定めるものとする。

3 業務の目的

JR 芸備線・福塩線の利用促進などに取組む市内高校生及び全国のローカル鉄道の利用促進などに取組む高校生を主役とした全国ローカル鉄道甲子園 in 三次事業を開催し、意見交流などを通じてローカル線の魅力の掘り起こしや、これからのローカル線の可能性を多角的な視点から見つめ直し利用促進を図る。

4 事業概要

(1) 名称 全国ローカル鉄道甲子園 in 三次事業

(2) 開催日 令和8（2026）年8月2日（日曜日）、3日（月曜日）の2日間

(3) プログラム及び会場 ※ 会場は甲が手配済み

日時	会場・イベント
1日目：8月2日 13：30～17：30	会場：三次市民ホールきりり 大ホール ○ 事前に応募した一般来場者は貸切列車にて広島駅から三次駅へ移動 → 三次駅から会場へはシャトルバスを運行 ※ 一般来場者を対象に募集 ○ <u>高校生をメインとした交流事業A</u> ※ 参加高校生による意見発表及びゲスト（鉄道好き有名人等）を交えた意見交流会とする。
2日目：8月3日 9：00～10：50 10：50～	会場：十日市コミュニティーセンタホール ○ <u>高校生による交流事業B</u> 交流会終了後、三次駅へ移動 ○ <u>貸切列車内で高校生による交流事業C</u> 参加高校生で貸切列車へ乗車し、広島駅へ移動。 この移動の間に交流事業Cを実施。 ※ 交流事業B、Cは三次高校「芸備線・福塩線を盛り上げる会」及び芸備線・福塩線の利用促進などに取組む又は興味のある市内高校生（公募）を主体とした参加高校生との交流事業とする。 <u>※本事業は、広島駅到着までとする。</u>

※ プログラム構成時間はあくまでも目安とし、契約締結後、甲乙協議により決定する。

5 業務期間

契約締結の日から令和8年9月30日まで

6 業務に要する経費（事業限度額）及び本事業に係る総事業費

(1) 業務に要する経費

4,950,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(2) 総事業費（令和8年度予算計上額）

<内訳>

（単位：千円）

費目	金額	摘要
費用弁償	743	高校生交通費補助
費用弁償	700	ゲスト出演料（1日）
講師謝礼	200	記念講演
消耗品費	264	記念品、封筒代 他
印刷製本費	396	記念冊子印刷代
通信費	53	案内、冊子の送付等
業務委託料	4,950	事業企画・実施等支援等業務委託費
建物借上料	594	参加高校生宿泊費
自動車借上料	200	臨時列車運行費等
合計	8,100	

7 業務内容

(1) 全体構成（2日間）として4－(3)の交流事業A～Cの企画

ア 本事業の趣旨を参考に、具体的な実施内容及び実施方法を提案すること。

イ 交流事業Aは、提案内容にふさわしいと思われる「鉄道好き有名人」2、3名を合わせて提案すること。

※ 「鉄道好き有名人」は現時点で確保が約束されるものでないため、あくまでも提案とし、審査の対象としない。契約締結後、甲乙で協議・調整のうえ決定する。

ウ 交流事業Aの提案内容に講演等を組み入れる場合は、6－(2)の予算内訳で示す講師謝礼の予算の範囲内でその内容も含め提案すること。

(2) ゲストの手配・調整

ア 鉄道好き有名人

- ① 出演者との契約手続等
- ② 出演者の要望に応じた準備及び補助
- ③ 出演者の交通手段手配
- ④ 出演者の出演料（交通費を含む。）の支払い

※ 出演料は市が支払うこととしているが、支払方法等は契約締結後、甲乙協議のうえ決定する。

イ その他のゲスト

甲乙協議のうえ決定し、参加調整は甲が行う。

(3) 交流事業Aの司会者及び交流事業A～Cのコーディネーター（以下「司会者等」という。）の選定・手配

※ 司会者等に係る費用は委託料の範囲内とする。乙の職員を選定する場合は、甲の承認を得ること。

以下は外部から選定・手配する場合に限る。

イ 司会者等との契約手続等

ウ 司会者等の要望に応じた準備及び補助

エ 司会者等の交通手段手配

オ 司会者等の出演料（交通費を含む。）の支払い

(4) 参加高校の選定・参加調整等

ア ローカル鉄道の活性化に取り組む高校を全国から10校程度の参加校を選定すること。

※ 市内高校生の参加は市がとりまとめる。

イ 選定した高校と実際の参加に向け調整を行うこと。

※ 1校当たりの参加生徒は原則4名とする。

※ ホテルの手配・支払いは甲が行う。

※ 参加高校への交通費補助額は74千円/校以内とし、支払方法等は、契約締結後、甲乙で協議のうえ決定する。ただし、参加する高校数や本市への交通手段等により補助額を変更する場合がある。

ウ 選定した高校が所在する自治体への参加要請、調整を行うこと。

(5) 市内高校生と交流事業B、C実施に向けた協議等

ア 実施に向け2、3回程度市内高校生を集めた調整会議を行うこと。

※ 本会議には甲も参加することとし、日程調整、会場手配は甲が行う。

(6) 事業の運営（PR媒体）

ア 高校生、自治体向け募集告知（SNS・自治体・高校・関係者への案内文作成等）

イ 来場者の誘客のため広報展開。

ウ メディア対応（定例記者会見資料作成、プレスリリース等）。

エ 本事業を事前にPRするための素材として以下のデザイン・編集・校正・印刷等を行うこと。

① 事業PR用ポスター A2版縦 100枚

② 事業PR用チラシ A4版縦 2,000枚

③ イベントロゴ・ビジュアル制作（必要に応じて）

※ 2日目の交流事業は高校生をメインとするため、一般来場者を呼び込むPRを行うか否かは甲乙協議により決定する。

(7) 事業の運営（事前準備）

ア 記念冊子の作成

参加高校の紹介や事業内容等を盛り込んだ記念冊子の構成案作成・原稿依頼・編集を行う。

・ 記念冊子 A4版

※ 印刷は市内業者へ発注を予定しているため、成果品データを甲へ提供すること。
成果品の帰属は本仕様書 17 による。

イ 記念品の制作

参加者・関係者へ配布する本趣旨に沿った記念品の企画・制作を行うこと。ただし、制作した記念品は非売品とする。

※ 記念品を制作するうえで、西日本旅客鉄道株式会社広島支社の協力等が必要な場合は甲が調整する。

※ 記念品に係る費用は甲が支払う。

ウ 発表データの事前収集・管理等

発表データは事前に関係者（参加高校等）から収集し、当日、印刷及び会場内でプロジェクター等によりスクリーンへ表示できるように使用する発表データの編集加工を行い、参加者、ゲスト及びスタッフ用として必要部数を印刷し、事業当日には進行状況に応じて運用・オペレーションを行うこと。

エ 参加高校生・関係者との事前調整

当日の進行等について、参加高校及び関係者とコーディネーター等を交えWEB会議等により事前調整会議（ミーティング）を行うこと。

※ 高校生の事前調整会議は、乙が日程調整等を行い甲乙出席のもと実施すること。

※ 関係者の日程調整は市が行い、甲乙出席のもと実施すること。

オ 運営計画書（要員計画含む）、参加者リスト、進行台本、会場レイアウト等作成・印刷

円滑な運営のため、運営計画書（要員配置計画も含む）、参加者リスト、進行台本、会場レイアウト、必要なマニュアル等を作成し、スタッフ用として必要部数を印刷配布する。

カ ネームカードの作成

事業参加者（参加高校生、ゲスト等）に対し、ネームカードを作成配布する。

キ 写真パネル展の素材収集

会場の大ホールに接するホワイエで写真パネル展を実施するため、その素材を収集し、パネルを作成すること。

※ 写真パネル展の内容及び収集する素材は甲乙協議のうえ決定する。

ク その他、本業務を実施するにあたり必要な事項は、甲と十分協議・調整を行うこと。

(8) 貸切列車の運行調整等

ア 提案した内容をもとに、西日本旅客鉄道株式会社広島支社と運行時間の調整等を行うこと。

※ 貸切列車の運行（1日目（広島駅→三次駅）、2日目（三次駅→広島駅））は、甲が西日本旅客鉄道株式会社広島支社に依頼し、運行に係る経費を支払う。

- イ 1日目の貸切列車は、アをもとに一般募集により本事業への誘客を図ること。
- ウ イにより誘客を会場に運搬するため三次駅と会場を結ぶシャトルバスを甲と協議し、調整すること。
- ※ シャトルバスの借り上げに係る費用は甲が支払う。

(9) 事業運営（当日）

- ア 運営責任者の配置
 - 運営責任者としての受託者の正規職員を配置すること。
- イ 運営スタッフの配置
 - ① 交通誘導員（最低3名）を手配・配置すること。（8月2日のみ）
 - ② 受付スタッフは甲が手配・配置する。その他運営に必要なスタッフは、甲乙協議のうえ決定した必要数を甲が手配・配置する。
 - ③ 音響・照明等は甲が施設管理者と協議・調整し配置する。（8月2日のみ）
- ウ 司会者の配置・進行、司会用ナレーションの作成
 - 事業を進行する司会者を配置し、司会進行にかかるナレーション等の作成を行うこと。（8月2日のみ）
- エ スクリーン及びプロジェクター、パソコン等の準備
 - パワーポイントで作成されたプレゼンテーション資料や動画などスクリーンに表示するために必要な機器を準備すること。（8月2日のみ）
 - ① 1日目
 - スクリーン及びプロジェクターは甲が施設管理者と協議・調整のうえ手配する。
 - ② 2日目
 - スクリーンは甲が施設管理者と協議・調整のうえ手配する。
 - プロジェクターは甲が準備する。
- オ 本業務実施にあたり、保険等必要な手続きをとることとし参加者の全確保、誘導、会場運営のための必要な体制を整えること。（8月2日のみ）
- カ 参加高校生・来場者アンケート調査、来場者数のカウントの実施について
 - ① 参加高校生
 - 2日間の交流事業を通じたアンケートの作成・実施・集計を行うこと。
 - ② 来場者（8月2日のみ）
 - アンケートの作成・実施・集計及び来場者数のカウント数を計測すること。
 - ※ 実施方法は問わない。
- ク (7)ークで収集した写真パネルの展示を行うこと。（8月2日のみ）

(10) 事後報告・成果整理

- ・ ア 実施報告書作成（写真・参加者コメント・成果まとめ）
- イ 次年度以降の展開提案

(11) 会場の手配及び使用料

- ア 本事業の会場として使用する施設（控え室等含む）及び附属施設については、既に甲が手配済みであり、施設の借り上げ料等については、甲主催事業として実施す

るため乙の負担はないものとする。

イ 会場を事前に下見する場合は甲を通して行うこと。

(12) その他

ア この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ定めることとする。

イ 仕様書に定めのない本業務に必要な費用（打ち合わせに係る旅費、事業実施に係る必要資材及び撤去・運搬費用、文書等の郵送費用、印刷代等）については、すべて委託料にてまかなうこと。

8 業務スケジュール

項目	3月	4月	5月	6月	7月	8月
契約締結	▼					
実施日						—
定例記者会見（プレスリリース）			●			
交流事業の内容・方法の決定		—				
鉄道好き有名人の選定・手配		—				
参加高校の選出・選定・参加調整		—				
参加高校生・関係者との事前調整					—	
高校所在自治体への参加要請			—			
事業PR				—	—	
記念冊子・記念品の作成			—	—	—	

※ スケジュールは現時点のものであり、今後の状況で変更する場合がある。

9 著作権の譲渡等

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

(1) 委託業務成果物に対する著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）第27条（翻訳権、翻案権等）、及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定するこれらの権利は甲に帰属する。

(2) 乙は、本著作物に関する著作権者人格権を行使しないものとする。

(3) 乙は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、乙が負うものとする。

10 事故責任

乙は、管理に従事する者を指揮監督し、管理業務中の事故については、乙において全ての責任を負うものとする。

11 再委託について

原則として、本件業務の一部または全部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ当該作業を完全履行するために関与する全ての委託先（順次、再委託する場合は最終の委託先まで）を特定し、再委託の内容、そこに含まれる情報、その他再委託に対する管理方法等を記載した書面を甲に提出し、承諾を得た場合はこの限りではない。

なお、本件業務に伴う成果物については、物品等の製造いかんに関わらず、乙が最終責任を負うこととし、これが製造者との契約等によって担保されていること。

12 仕様変更

乙は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協議のうえ、承諾を得ること。

13 損害賠償責任

乙は、管理業務の実施に関し故意又は過失により甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、直ちに損害を賠償しなければならない。ただし、損害の原因が不可抗力によるものと認められた場合は、双方協議のうえ決定する。

14 委託料の支払い

乙は、業務完了後速やかに甲に業務完了報告書を提出し、甲の完了検査を受け、検査に合格したときは、請求書を提出するものとする。

15 契約の解除

甲は、乙が、その責めに帰すべき理由によりこの仕様書に定める事項に違反したとき及び契約期間内に業務を履行する見込みがないと明らかに認められるときは、契約を解除することができる。

16 秘密の保持

乙は、業務の実施にあたり知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

17 乙は、次の成果品を提出する。

なお、詳細については、甲と乙が協議し、決定するものとする。

- (1) 全国ローカル鉄道甲子園 in 三次事業企画・実施等支援等業務委託内容仕様書
- (2) 全国ローカル鉄道甲子園 in 三次事業企画・実施等支援等業務委託ポスター・チラシ・記念冊子等
- (3) 上記の電子データ（CD-R）
- (4) 業務実施計画書（事前）、業務完了報告書
- (5) その他甲が指定するもの

18 成果品の帰属

本業務における成果品も権利等の帰属は全て甲のものとし、乙は甲の承諾を得ないで他に公表し、貸与し、又は使用してはならない。

19 この仕様書に定めない事項

この仕様書に定めない事項については、三次市契約規則によるものとし、これらの規則に定めのない事項又は疑義が生じたときは、必要に応じて、双方協議のうえ定めるものとする。